

## 第3次中期業務運営方針についての実績評価 《平成24年度～平成26年度》

茨城県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献して参りました。

平成24～26年度の中期事業計画に対する実施評価は以下のとおりです。なお、実施評価に当たりましては、横山哲郎公認会計士（委員長）、鎌田彰仁茨城大学名誉教授、水口二良弁護士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表いたします。

### 1. 地域の動向等

#### (1) 地域経済及び中小企業の動向

本県の経済情勢について、平成24年度は震災復興需要等により一部持ち直しの動きが見られたが、海外経済の減速等から輸出や生産が減少するなど、全体的には弱含みの状況が続いた。

しかし、平成25年度に入り、徐々に景気の持ち直し基調が広がり、特に年度後半には、消費税増税前の駆け込み需要や、公共投資の増加に加えて、生産活動についても回復が見られるなど回復局面に入った。

平成26年度においては、前半に消費税増税前の駆け込み需要による反動減が見られたが、その後は雇用情勢や生産活動が緩やかに改善するなど、全体的に持ち直しの動きが続いた。

一方、中小企業においては、震災後の風評被害が長引いているほか、円安に伴う原油や原材料等の高騰、人手不足による人件費等のコスト増加の影響により、厳しい経営環境が続いた。

#### (2) 中小企業向け融資及び保証の動向

県内金融機関の中小企業向け融資については、増加基調で推移した。

一方、保証承諾については、平成24年度は前年度の震災関連の保証需要の反動減から、2,028億円（前年度比68.5%）となったが、平成25年度には、2,323億円（同114.6%）、平成26年度には、2,583億円（同111.2%）と2年連続で前年度を上回った。

#### (3) 県内中小企業の資金繰り状況

県内中小企業の資金繰り状況は、日本銀行水戸事務所や民間調査機関等の調査によると、改善傾向が続いている。

なお、平成24年度においては、一部に改善の動きが続いたものの、平成25年度においては、製造業に比べ非製造業の資金繰りが厳しい状況となり、平成26年度においては、非製造業の資金繰りが製造業に比べ改善した。

#### (4) 県内中小企業の設備投資動向

設備動向については、平成24年度には製造業を中心に一部緩やかな持ち直しが見られたものの、平成25年度は製造業・非製造業ともに減少した。

平成26年度においては、生産活動の持ち直し等から製造業・非製造業ともに前年度に比べ増加した。

#### (5) 県内の雇用情勢

県内有効求人倍率は、平成24年度から平成25年度前半までは1倍を下回り、全国に比べ回復の足取りは鈍かったが、平成25年度後半からは1倍を上回って推移するなど、持ち直しの動きが続いた。

## 2. 中期業務運営方針についての評価

### (1) 政策的保証制度や企業のニーズにあった保証の推進

震災の影響を受けている中小企業に対する保証を積極的に推進した結果、平成24年度～平成26年度における震災関連の保証利用は、総額で1,167億円となり、同期間中の保証承諾に占める割合は16.8%となった。

このほか、中小企業の借入コスト軽減のため、低利で保証料負担が少ない県制度や市町村金融制度を積極的に推進した。

平成25年4月、自治金融制度（市町村金融）の利用限度額が5Mから10Mへ増額になったことにより、平成25年度における当該制度の保証承諾は6,982件（前年度比199.6%）、385億円（同302.2%）と大幅に増加した。

また、平成26年4月、県制度における横断的な借換制度「県借換融資」が創設されたことに伴い、中小企業の資金繰り改善のため、同制度の積極的な利用推進を図った結果、平成26年度の同制度の保証承諾は962件、159億円（構成比6.2%）となった。

さらに、平成26年度は優良企業向け保証制度の提携保証（58億円、前年度比477.8%）や私募債（29億円、251.7%）の利用推進を行った結果、保証債務残高におけるポートフォリオの改善も図られた。

平成24年度から平成26年度においては、特に、震災等の政策的保証制度や地方公共団体制度を中心とした制度融資のほか、優良企業向け保証制度について積極的な利用推進を行ったが、創業関係については関係機関との連携不足等から、保証が伸び悩む結果となった。

政策的保証制度のほか、中小企業のニーズに応じた各種保証制度を積極的に推進したことにより、中小企業の資金繰り円滑化に寄与することができた。

しかしながら、保証債務残高は依然として減少が続いていることから、今後も保証推進の取り組みを継続することに加え、県、中小企業支援機関、金融機関など関係機関と連携を強化することにより、保証利用企業者の増加を図ることが必要である。

制度名	H24～H26年度保証承諾		H21～H23年度比		備考
	件数	金額(億円)	件数	金額	
震災関係保証（H23/3～）	9,922	1,167	85.3%	90.7%	震災の翌年度以降も風評被害等から高水準での利用が続いた。
経営安定関連保証	10,757	877	19.6%	17.7%	全国緊急保証の取扱終了及び5号認定対象業種縮小により利用が大幅に減少した。
創業関係保証	414	21	63.3%	53.4%	創業への取り組み不足により利用が伸び悩んだ。
自治金融	15,835	788	134.2%	178.2%	平成25年4月の利用限度額アップにより利用が大幅に増加した。
借換制度（県借換含む）	13,704	1,398	87.3%	82.2%	平成26年4月の県借換融資制度の創設により利用推進を図った。
私募債	72	47	194.6%	172.4%	平成25・26年度の利用推進（キャンペーン等）により増加した。
提携保証（H22/4制度改正分）	388	90	606.3%	476.7%	平成26年度において重点的に保証推進した結果、大幅な増加となった。
保証全体	81,905	6,933	67.5%	66.0%	平成21～23年度の大幅な保証増加（全国緊急・震災保証等）より反動減となった。

## 2. 中期業務運営方針についての評価

### (2) 金融機関との連携と適正保証の推進

中小企業の資金需要に柔軟に対応するとともに、金融機関との適切な責任共有を図るため、金融機関との協調融資を積極的に推進したほか、現地調査（面談）の積極的な実施による目利き審査の徹底、優良企業向け保証推進等により、適正保証の推進に取り組んだ。

適正保証を積極的に推進した結果、高カテゴリの保証債務残高構成比が改善したことにより、保証債務残高全体のポートフォリオも改善した。今後も金融機関と連携を図りながら、適性保証を推進することにより、中小企業の資金需要に積極的に対応する方針である。

適正保証推進に向けた取り組み	H24年度～H26年度実績		
協調融資	2,953件、500億円 (H24年度：111億円 H25年度：172億円 H26年度：217億円)		
現地調査・面談	4,840企業 (H21年度～H23年度までの実績比1,449企業増加)		
高カテゴリ保証債務残高構成比	H24年度末：26.6% H25年度末：28.6% H26年度末：31.9% ※高カテゴリ (保証料率区分⑥～⑨)		

### (3) 期中支援・管理態勢の強化・充実

期中支援の強化として、平成23年度から約定返済1～2回の延滞先等を重点的に管理する専任担当者を本支店の企業支援課に配置することにより、早期延滞先に対して迅速に対応することで、企業の資金繰り正常化を図るとともに、事故の抑制に取り組んだ。

また、これまでの企業支援課における経営支援をより充実させるとともに、被災企業に対する不等価譲渡等の支援を重点的に実施するため、平成25年度に経営支援室を創設、さらにこの経営支援室を平成26年度に経営支援部へ格上げした。

これにより、経営支援部（保証債務残高150M以上の経営支援・被災企業の再生支援）および企業支援課（保証債務残高150M未満）において、経営支援や再生支援を重点的かつ積極的に実施した。

また、平成25年度から経営支援をより充実させるため、無料での専門家派遣事業を開始、その後平成26年度にはコンサルティング会社、税理士協会と専門家を拡充した。この結果、平成26年度末までの派遣実績は、36企業、計130回となっている。

さらに、中小企業者の経営改善の取組みを後押しするため、金融機関の意見調整の場として、保証協会が事務局を担う経営サポート会議が平成24年10月に発足した。平成26年度は67回の会議を開催するなど、中小企業者の経営・資金繰り改善のため同会議の利用も徐々に広がっている。

中小企業者の経営改善のための各種支援策を活用しながら、積極的な期中支援に取り組んだ。中小企業の経営改善は、重要な取り組みのひとつであり、再生支援機関などと連携しながら、今後も積極的に支援を実施していく方針である。

期中支援の取り組み	H24年度～H26年度 実績
早期延滞管理実績	1,533企業（うち、正常化企業932企業）
経営支援実績	711企業（重点管理企業に対する真水・借換・条件変更などの資金繰り支援のほか、外部専門家等による経営改善のためのアドバイス・経営改善計画書策定支援、不等価譲渡等再生支援）
専門家派遣実績	36企業 130回 (H25年度～H26年度実績)
経営サポート会議実績	106回

## 2. 中期業務運営方針についての評価

### (4) 広報活動の充実

保証の利用増加を図るため、広報誌や新聞等のマスメディアを活用した広報活動のほか、中小企業へのダイレクトメールを実施するなどして、保証制度の周知にも努めた。

また、ホームページから各種申込書式のダウンロードを可能にするなど、金融機関等の関係機関の利便性を高めたほか、講演会も毎年実施することによりサービス向上にも取り組んだ。

さらに、金融機関のビジネスフェアについて、平成25年度から金融機関と共に催し、当協会自らがビジネスフェアに出展するとともに、平成26年度からは、取引企業の推薦を行い、出展を支援することにより、企業のビジネスチャンス拡大を後押しした。

平成25年度には、中小企業のニーズを把握するため、中小企業向けアンケートを、平成26年度には、保証協会（職員）の対応、保証審査等について金融機関・商工会向けアンケートを実施し、更なるサービスの向上、業務の改善に取り組んだ。

今後、保証利用者の増加を図るため、保証協会の認知度向上に努めるとともに、関係機関と連携しながら、利便性の向上に努める方針である。

### (5) コンプライアンス態勢の更なる充実

公的機関として社会的信頼を確保するため、課別研修や外部講師を迎えて集合研修を行い、職員の法令等遵守への意識向上に努めた。

また、コンプライアンス・チェックシートを活用することにより、職員への浸透状況の確認を行い、結果を職員研修に反映させた。

個人情報保護の徹底を図るため、文書責任者（個人データ点検担当者）による個人データに関する帳票類の点検を定期的に行った。

さらに、業務用端末へのログインについては、指静脈認証システムを採用し、情報セキュリティの強化を図っている。

今後とも公正・公平な運用の確保と、社会的責任を遂行するため、研修の継続・強化と内部事務管理体制の機能充実に努める必要がある。

### (6) 危機管理態勢の更なる充実

信用保証協会は、中小企業の金融円滑化の責務を担っており、被災時における地域経済活動への影響を最小限にし、地域経済を守り復興させる役割を果たさねばならない。

「事業継続計画」の実施体制の充実を図るため、人事異動に合わせた見直しや、本店被災を想定した通信回線切替訓練、緊急時の安否確認訓練及び出社可否訓練などを行い、維持管理と危機管理の徹底に努めた。

今後とも、継続した見直しや研修と訓練によって、更に実効性を高めていくことが必要である。

### 3. 外部評価委員会の意見

当協会においては、横山哲郎公認会計士（委員長）、鎌田彰仁茨城大学名誉教授、水口二良弁護士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、今般この「第3次中期業務運営方針についての評価」を作成いたしました。

外部評価委員会の意見・アドバイスについては以下のとおりです。

- 震災復興需要や、その後の生産活動や雇用情勢の持ち直しから、県内経済は緩やかな回復を続けていますが、中小企業を取り巻く経営環境は、震災による風評被害や、円安に伴う原材料等の高騰に加えて、人手不足による人件費の増加等から、依然として厳しい状況にあります。

このような中で、各種政策的保証制度や中小企業の資金需要に対応した保証制度を積極的に推進したほか、借換保証を活用することにより、中小企業の資金繰り改善に取り組まれたことは評価できます。

しかしながら、保証については計画を下回る結果となっており、今後、より多くの中小企業に保証の利用が広がるよう、一層の保証推進が必要です。

- 期中支援については、早期延滞管理や経営支援の取り組みが本格化し、徐々にその成果を挙げつつあります。

代位弁済は減少傾向にありますが、代位弁済率は全国と比較すると依然として高水準にあることから、これまでの期中支援の取り組みをより充実させることが必要であると考えます。

回収についても、関係部署との連携を図りながら、引き続き回収の増加に取り組まれたい。

- それぞれに掲げた業務運営方針について、積極的な取り組みを実施したことにより、中小企業の資金繰り改善のほか、経営改善にも貢献できたものと評価できます。引き続き保証推進に取り組むとともに、期中支援をより充実させることにより、一層の代位弁済縮減に努めることが重要です。

今後も、持続可能な信用補完制度実現のため、これまでの取り組みを継続するとともに、不断の見直しを行うことにより、中小企業に対する充実した支援体制を構築するとともに、地方創生など新たな時代の要請にも、関係機関と連携しながら、積極的に取り組んでもらいたい。

- コンプライアンスについては、研修の反復継続や内部集合研修を行うことで、職員の法令遵守に対する意識の向上は図られており、個人データ点検等の実施及び指静脈認証システムの導入によって、個人情報の保護も徹底されていると認められます。

また、コンプライアンス委員会や指導検査室によるチェックも適正に機能していると評価されます。

今後、更なるコンプライアンス態勢の充実のため、不断の努力が重要です。

- 危機管理態勢については、通信回線の切替訓練や安否確認システムを導入しての安否確認訓練を行うなど、不測の事態に備えた危機管理態勢が整いつつありますが、より実効性を高めるため継続した研修や訓練を行うことが必要です。